

2026年6月29日

株式会社ティアフォー

代表取締役 CEO 加藤 真平

問合せ先：取締役 CFO 阪口 聡志

証券コード：593A

<https://tier4.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「自動運転の民主化」というビジョンを掲げ、オープンソース型自動運転ソフトウェア「Autoware」の開発・活用を通じて、人々の移動の可能性を広げることにより、企業価値の最大化を目指しております。

その実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実により、経営の機動性、透明性、及び健全性を高めることが最重要課題の一つであると認識しております。取締役会による適切な意思決定及び監督のもと、執行役員による迅速な業務遂行を推進し、適正かつ効率的な経営体制の確立に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SOMPOホールディングス株式会社	11,112,500	21.3
加藤 真平	5,750,000 (750,000)	11.0 (1.4)
ジャフコ SV5 共有投資事業有限責任組合	3,610,000	6.9
ヤマハ発動機株式会社	3,459,490	6.6

出川 章理	3,300,000	6.3
いすゞ自動車株式会社	3,000,000	5.7
KDDI 株式会社	2,070,000	4.0
アイサンテクノロジー株式会社	1,575,000	3.0
UTEK 4 号投資事業有限責任組合	1,570,000	3.0
河口 信夫	1,400,000	2.7
二宮 芳樹	1,400,000	2.7
株式会社アクセル	1,000,000	1.9

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
------	----

補足説明

上記大株主の状況は、2026 年 6 月 29 日現在の状況です。

（ ）内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

SOMPOホールディングス株式会社は、当社のその他の関係会社に該当いたしますが、当社と同社グループとの間に役員の招聘等の人的関係はなく、同社グループからの資金の借入、及び同社グループに対して事前承認や事前報告を要する事項等はありません。また当社の経営判断については、当社が独自に検討の上決定しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川崎 達生	他の会社の出身者													
北野 宏明	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 達生	○	株式会社東京証券取引所の定め	川崎 達生氏は投資領域

		る独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、川崎 達生氏を独立役員として届け出ております。	における深い専門性及び豊富な実績と、加えて企業経営者としての経験を有し、経営に対する的確な判断力と知見を備えていることから、経営判断および監督機能の強化に寄与するものと判断し、社外取締役として選任しております。
北野 宏明	○	株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、北野 宏明氏を独立役員として届け出ております。 北野氏は当社の株主であるソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェローを兼職しておりますが、同社による当社株式の保有比率は約0.6%と僅少であり、北野氏個人と当社との間に特別な利害関係もありません。	北野 宏明氏は AI や半導体等の先端技術領域に関する高度な専門知識と、研究開発及びこれまでの複数企業の支援を通じて培われた経営視点を併せ持ち、当社の技術戦略及び中長期的な企業価値向上に対して有益な助言が期待できることから、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬検討会議			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
2	—	1	1	—	—	なし

補足説明

当社は取締役報酬に関するモニタリング機能の強化および決定プロセスの透明性向上を目的として報酬検討会議を設置しております。川崎社外取締役及び加藤代表取締役で構成しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役のみ数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、密接な情報交換及び連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阪崎 史郎	他の会社の出身者													
中室 牧子 (戸籍上の氏名：代田 牧子)	学者													
山本 龍太郎	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪崎 史郎	○	株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、阪崎 史郎氏を独立役員として届け出ております。	阪崎 史郎氏は上場企業においてグループ経営監査業務に従事した経験と、スタートアップ企業における常勤監査役の経験を有しております。これらの経験に基づく知見を活かし、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、常勤の社外監査役として選任しております。
中室 牧子 (戸籍上の氏名：代田 牧子)	○	株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、中室(代田) 牧子氏を独立役員として届け出ております。	中室(代田) 牧子氏は大学教授としての研究活動に加え、内閣府規制改革推進会議等の公的機関における委員経験を通じて、教育・経済政策に関する幅広い知見と分析能力を有しております。これらの知見は、当社の経営全般に関する意思決定への助言に資すると考え、社外監査役として選任しております。
山本 龍太郎	○	株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、山本 龍太郎氏	山本 龍太郎氏は弁護士としての高度な法的専門知識を有し、加えて複数

		を独立役員として届け出ております。	の企業において取締役又は監査役として経営に関与した経験を有しております。これらの経験に基づき、当社の取締役会に対して実効的な監督・助言を行うとともに、法令遵守体制の強化に寄与することが期待できることから、社外監査役として選任しております。
--	--	-------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役員、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会にて適正な報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、取締役会事務局であるファイナンスユニット 経営企画部が実施しております。取締役会資料は、経営企画部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役による情報共有も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、経営の透明性及び公平性を担保した上で、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

<取締役会>

当社の取締役会は、社外取締役 2 名を含む取締役 4 名で構成され、監査役の出席のもと、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。当社は、原則月に一度開催される取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

<監査役会>

当社の監査役会は、社外監査役 3 名で構成され(内 1 名は常勤監査役)、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。原則月に一度開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有、監査報告の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

<会計監査人>

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適正な会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

<経営会議>

当社の経営会議は代表取締役 CEO の諮問機関として機能しており、社内取締役及び執行役員・CXO

によって構成され、常勤監査役も出席しております。取締役会決議事項の事前審議、CEO 決議事項の審議と決議、その他の業務執行に係る課題解決の検討並びに情報共有等が行われ、重要事項に関して適正な意思決定を行うことを目的として運営しております。

<内部監査室>

当社は代表取締役 CEO の直轄組織である内部監査室が、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性や有効性等について、当社グループの全部門を対象に内部監査を実施しております。その結果を代表取締役 CEO 取締役会に報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。取締役会による業務執行に対する監督、監査役会による独立した立場からの取締役の職務執行に対する監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると考え、現在の体制を採用するものであります。また、監査役監査、会計監査及び内部監査の三様監査が連携し、効率的な監査に努めております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 9 月決算のため総会集中日との重複は稀ですが、株主との対話を重視し、より多くの皆様にご参加いただけるよう、集中日を避けた日程設定に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使の導入を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の課題として検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにて英語版の招集通知(要約)を日本語版と同時に掲載することを検討しております。
その他	—

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後の課題として検討してまいります。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、決算終了後に個人向け決算説明会を開催し、代表取締役 CEO が、事業の状況や経営方針等について説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役 CEO が、事業の状況や経営方針等について説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、株主構成を考慮しながら検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に、独立した IR サイトを設け、決算情報及び適時開示情報等を、日本語及び英語にて開示することを検討しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役 CFO 阪口聡志を適時開示責任者とし、ファイナンスユニット経営企画部を担当部署として設置しております。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家等のステークホルダーからの高い信頼を得るため、ディスクロージャーへの積極的な取り組みが重要であると認識しており、正確かつ公平な情報を適時に開示することを IR 活動の基本方針としております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の定期開催、当社 IR サイトでの速やかな情報開示を通じ、全てのステークホルダーの皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける業務執行の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき内部統制システムの構築・運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス

行動規範を策定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを周知する。

(2) 財務報告の適正性確保

商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その構築・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

(3) 内部監査

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性や有効性等について、内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令に定めるものの他、文書管理規程等の関連規程に従い適切に記録及び保存し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの基本方針を策定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、これを周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務権限と責任の明確化

職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(2) 執行役員制度の導入

執行役員制度を導入し、取締役が担う経営の意思決定・監督機能と執行役員が担う業務執行機能を分離することで、経営の機動性向上を図る。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理

子会社に適用されるルール・基準を整備するとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(2) 内部監査

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性や有効性等について、内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査役が求めた場合、当社の監査役を補助する者として、当社の使用人を任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する決定には、監査役の同意を必要とする。また、当該使用人は、監査役の指揮命令系統に従って、監査役業務全体を補佐するものとし、これに必要な適正な知識・能力を有する者とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議又は委員会に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 報告体制

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。また、監査役から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者に対し、当該報告をしたこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に係る方針

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室の監査役との連携

内部監査室は、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 監査役の会計監査人との連携

監査役は、会計監査人と両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、密接な情報交換及び連携を図る。

(3) 外部の専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、外部の専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本方針

当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを基本方針としております。

2. 社内体制の整備状況及び具体的な取組み

(1) 社内規程の整備状況

「反社会的勢力等対策規程」を制定し、反社会的勢力を排除するための対策を講じております。また、当該規程は社内ポータルサイトに掲載しており、社員全員に閲覧可能とすることで周知及び内容順守を徹底しております。

(2) 反社会的勢力等への対策に関する担当部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力への対応部署はコーポレートユニットと定めております。また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は、コーポレートユニット長を責任者と定め、所轄警察署等の外部専門機関との連携等が図れるよう体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力排除の対応内容

当社グループでは、取引先や株主・役員・従業員に対する反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、信用調査や属性確認、契約書への排除条項の導入、専門機関との連携体制の整備等を通じて、反社会的勢力との一切の関与を防止するための体制を構築・運用しております。調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、又は関係がないと結論するための合理的確証が得られない場合には、速やかに取引開始を中止するか、既存取引の継続可否を慎重に判断し、適切な措置を講じる方針としております。

V. その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

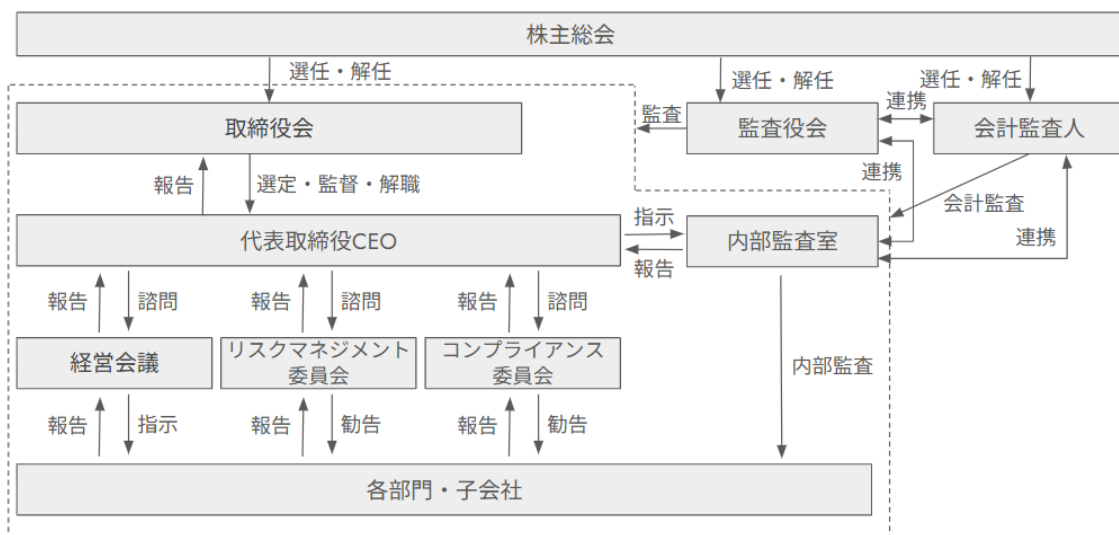
該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策を導入しておりません。上場後の株主構成等を想定しながら必要に応じて導入を行いたいと考えておりますが、現在のところ具体的な導入予定はありません。

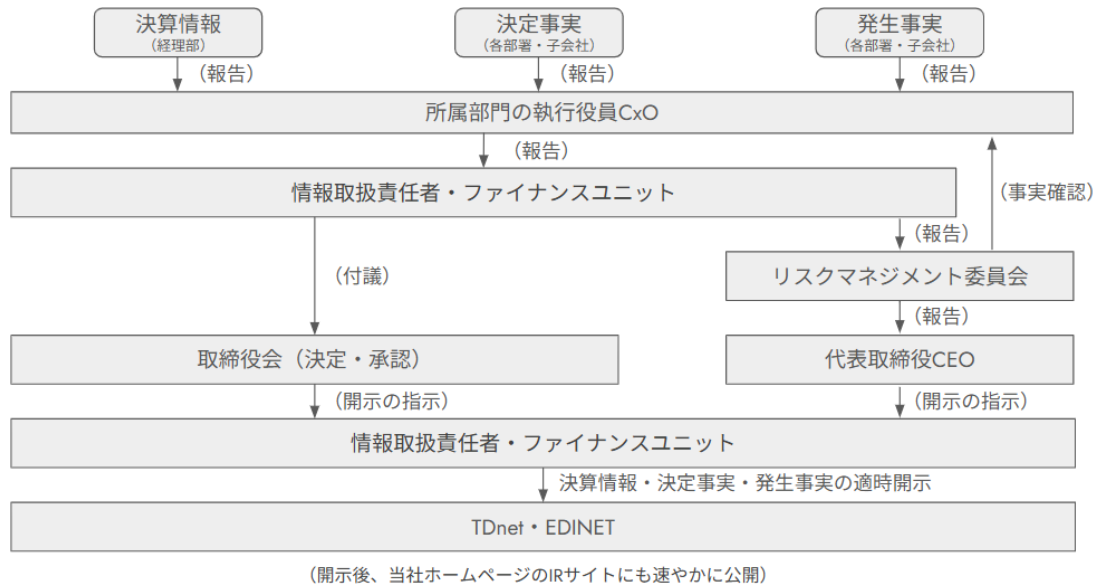
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要の模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上